

事務連絡
平成30年1月5日

保険医療機関 開設者 様

東北厚生局管理課長

酸素の購入価格に関する届出書の提出について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことについては、{「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第3号)第9部処置J201酸素加算(11)}等により、当該年の4月1日以降の診療にかかる費用の請求にあたって用いる酸素の単価並びにその算出の基礎となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び購入した酸素の容積を当該年の2月15日までに届出を行うこととされております。

今回の届出は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの診療報酬の請求における酸素の価格を算出するために届出を行っていただくものです。

なお、当該届出書の提出がない場合は、酸素の価格の算定をすることができませんのでご注意願います。

つきましては、購入した酸素の対価及び容積等について、同封の様式により届出書を作成のうえ、平成30年2月15日(木)までに提出願います。

提出先・照会先等の詳細は別紙1、別紙2及び当事務連絡の裏面をご覧ください。

なお、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の過疎地域は、同法第2条第1項に該当いたしませんので、提出時にご留意ください。(ただし、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の特別豪雪地帯を除く)

また、同封の様式については、東北厚生局ホームページよりダウンロードが可能となっておりますのでご活用願います。

【東北厚生局ホームページアドレス】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/index.html>

酸素の購入価格に関する届出書 提出・照会先一覧表

管轄	名称・所在地	電話番号
青森県	東北厚生局 青森事務所 〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎6階	017-724-9200
岩手県	東北厚生局 岩手事務所 〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2階	019-907-9070
宮城県	東北厚生局 指導監査課 〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階	022-206-5217
秋田県	東北厚生局 秋田事務所 〒010-0951 秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎4階	018-800-7080
山形県	東北厚生局 山形事務所 〒990-0039 山形市香澄町2-2-36 山形センタービル6階	023-609-0140
福島県	東北厚生局 福島事務所 〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階	024-503-5030

酸素の購入価格に関する届出にあたって

【記載上の留意事項】

1 届出書の **1 欄**には平成29年1月から12月までに購入したすべての酸素について、購入容積と購入対価等を記載してください。

平成29年1月から12月までにおける購入実績がない場合であっても、平成28年以前または平成30年1月に購入実績がある場合については、届出書の **2 欄**に直近の購入対価等を記載してください。

なお、購入実績の有無にかかわらず、酸素の診療報酬請求をしない場合は当該届出の必要はありません。

2 酸素の容積について、ボンベの場合は圧縮されているため摂氏35度1気圧で換算した容積になり、液化酸素の場合は気体にした容積になります（ご不明な点がありましたら、酸素の購入業者にお問い合わせください。）。

なお、届け出いただく購入容積の単位はリットルになりますので注意してください。

3 購入対価に容器代や耐圧テスト代等が含まれている場合は、それらを差し引いたうえで記載してください。

4 平成26年3月以前に購入したものについては、購入対価（消費税（税率5%）含む）に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額を記入してください。

5 酸素の購入単価には上限が定められています。

酸素の購入単価が上限を超える場合は、下表の金額を上限として診療報酬請求における酸素の価格を算出します。

(1) 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合

定置式液化酸素貯槽 (CE)	可搬式液化酸素容器 (LGC)	大型ボンベ (3,000リットルを 超えるもの)	小型ボンベ (3,000リットル 以下のもの)
0.19円/リットル	0.31円/リットル	0.41円/リットル	2.31円/リットル

(2) 離島等に所在する保険医療機関の場合

定置式液化酸素貯槽 (C E)	可搬式液化酸素容器 (L G C)	大型ボンベ (3,000リットルを 超えるもの)	小型ボンベ (3,000リットル 以下のもの)
0.28円/リットル	0.46円/リットル	0.62円/リットル	3.09円/リットル

ア 定置式液化酸素貯槽 (C E)

医療機関の敷地内に設置されており、通常気体酸素容量が200万リットルから1,500万リットルまでのもの。

イ 可搬式液化酸素容器 (L G C)

気体酸素容量が13.3万リットル又は37.6万リットルのもの。

ウ 大型ボンベ

ボンベ1本当たり通常7,000リットル又は6,000リットル用のボンベをいい3,000リットルを超えるもの。

エ 小型ボンベ

ボンベ1本当たり通常1,500リットル又は500リットル用のボンベをいい3,000リットル以下のもの。

6 離島等とは、以下の地域をいいます。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項に該当の過疎地域を除く）
- (3) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域

貴保険医療機関の所在地が離島等に該当する場合は、届出書の離島等チェックボックスにチェックを入れてください。

なお、各県の該当地域については、別紙2「離島等(離島・過疎地域・特別豪雪地帯)に該当する地域一覧表」をご覧ください。

7 購入業者名及び種類を忘れずに記載してください。

【提出方法及び提出先】

提出の方法については、原則、郵送でお願いいたします。

提出及び提出に関する照会先は、貴保険医療機関を管轄する各東北厚生局各県事務所（宮城県は東北厚生局指導監査課）になります。

所在地及び連絡先は事務連絡の裏面「酸素の購入価格に関する届出書 提出・照会先一覧表」をご覧ください。

【提出期限】 平成30年2月15日（木）

離島等（離島・過疎地域・特別豪雪地帯）に該当する地域一覧表

(1) 離島振興対策実施地域一覧

県名	市町村名	島名
宮城県	気仙沼市	大島
	女川町	出島 江島
	石巻市	網地島 田代島
	塩竈市	寒風沢島 野々島 桂島 朴島
山形県	酒田市	飛島

(2) 過疎地域

※ 町村名の前に旧の表記があるものは、市町村合併前の当該町村区域のみ指定されている。

県名	郡市名	町 村 名	県名	郡市名	町 村 名
青森県	弘前市	旧・相馬村	秋田県	秋田市	旧・河辺町
	八戸市	旧・南郷村		能代市	(市全域)
	十和田市	旧・十和田湖町		男鹿市	(市全域)
	むつ市	旧・川内町 旧・大畑町 旧・脇野沢村		湯沢市	(市全域)
	つがる市	(市全域)		鹿角市	(市全域)
	平川市	旧・碓ヶ関村		北秋田市	(市全域)
	東津軽郡	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町		にかほ市	(市全域)
	西津軽郡	鮪ヶ沢町 深浦町		仙北市	(市全域)
	中津軽郡	西目屋村		鹿角郡	小坂町
	南津軽郡	大鰐町		北秋田郡	上小阿仁村
	北津軽郡	板柳町 中泊町		山本郡	藤里町 三種町 八峰町
	上北郡	野辺地町 七戸町 横浜町		南秋田郡	五城目町 八郎潟町 井川町
	下北郡	大間町 東通村 風間浦村 佐井村		仙北郡	美郷町
	三戸郡	三戸町 五戸町 田子町 南部町 新郷村		雄勝郡	羽後町 東成瀬村
岩手県	宮古市	(市全域)	山形県	酒田市	旧・八幡町 旧・松山町 旧・平田町
	花巻市	旧・大迫町 旧・東和町		村山市	(市全域)
	久慈市	旧・山形村		尾花沢市	(市全域)
	遠野市	(市全域)		西村山郡	西川町 朝日町 大江町
	陸前高田市	(市全域)		北村山郡	大石田町
	釜石市	(市全域)		最上郡	金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村
	二戸市	(市全域)		東置賜郡	川西町
	八幡平市	(市全域)		西置賜郡	小国町 白鷹町 飯豊町
	奥州市	旧・江刺市		飽海郡	遊佐町
	岩手郡	葛巻町 岩手町		福島県	二本松市
	和賀郡	西和賀町	田村市		旧・大越町 旧・都路村
	気仙郡	住田町	伊達市		旧・霊山町 旧・月舘町
	上閉伊郡	大槌町	伊達郡		川俣町
	下閉伊郡	山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	南会津郡		下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町
	九戸郡	軽米町 野田村 九戸村 洋野町	耶麻郡		北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町
	二戸郡	一戸町	河沼郡		会津坂下町 湯川村 柳津町
	宮城県	石巻市	旧・河北町 旧・雄勝町 旧・北上町 旧・牡鹿町		大沼郡
気仙沼市		(市全域)	東白川郡		矢祭町 塙町 鮫川村
登米市		旧・登米町 旧・東和町 旧・津山町	石川郡		石川町 平田村 古殿町
栗原市		(市全域)	田村郡	小野町	
大崎市		旧・岩出山町 旧・鳴子町	双葉郡	川内村 浪江町 葛尾村	
刈田郡		七ヶ宿町	相馬郡	飯舘村	
伊具郡		丸森町			
亘理郡		山元町			
加美郡		加美町			
本吉郡		南三陸町			

(3) 特別豪雪地帯

○町村名の前に旧の表記があるものは、市町村合併前の当該町村区域のみ指定されている。

県名	郡市名	町	村	名	県名	郡市名	町	村	名
青森県	青森市	(市全域)			山形県	米沢市	(市全域)		
	弘前市	旧・相馬村				鶴岡市	旧・羽黒町	旧・櫛引町	旧・朝日村
	黒石市	(市全域)				酒田市	旧・八幡町		
	五所川原市	旧・五所川原市				新庄市	(市全域)		
	十和田市	旧・十和田湖町				上山市	(市全域)		
	平川市	旧・平賀町 旧・碓ヶ関村				村山市	(市全域)		
	東津軽郡	平内町	今別町	蓬田村		長井市	(市全域)		
	西津軽郡	鱒ヶ沢町				尾花沢市	(市全域)		
	中津軽郡	西目屋村				南陽市	(市全域)		
	上北郡	野辺地町	東北町のうち旧・東北町			西村山郡	西川町	朝日町	大江町
岩手県	八幡平市	旧・松尾村			北村山郡	大石田町			
	和賀郡	西和賀町			最上郡	金山町	最上町	舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村	
宮城県	大崎市	旧・鳴子町			東置賜郡	高島町	川西町		
秋田県	横手市	旧・増田町	旧・大森町	旧・雄物川町 旧・山内村	西置賜郡	小国町	白鷹町	飯豊町	
	大館市	旧・比内町 旧・田代町			東田川郡	庄内町のうち旧・立川町			
	湯沢市	(市全域)			福島県	喜多方市	旧・熱塩加納村	旧・山都町	旧・高郷村
	鹿角市	旧・八幡平村				南会津郡	南会津町のうち旧・笹岩村、旧・南郷村、旧・伊南村 下郷町 檜枝岐村 只見町		
	由利本荘市	旧・矢島町	旧・鳥海町	旧・東由利町		耶麻郡	北塩原村	西会津町	磐梯町 猪苗代町
	大仙市	旧・協和町				河沼郡	柳津町		
	北秋田市	旧・森吉町	旧・阿仁町			大沼郡	会津美里町のうち旧・会津高田町 三島町 金山町 昭和村		
	仙北市	旧・田沢湖町 旧・西木村							
	北秋田郡	上小阿仁村							
	山本郡	藤里町							
仙北郡	美郷町のうち旧・千畑町								
雄勝郡	羽後町	東成瀬村							